

希望する周波数毎の集計結果

(1) 超高精細度テレビジョン放送に係る衛星基幹放送業務の認定申請

① BS放送用周波数（右旋円偏波の電波の周波数に限る。）のうち新たに生じる空き周波数（注）を希望する申請者

	申請者数	放送番組数
当該周波数を希望したもの	6 者	4 K 6 番組
うち、当該周波数のみを希望したもの	5 者	4 K 5 番組
うち、当該周波数を第 1 希望としたもの	1 者	4 K 1 番組
うち、当該周波数を第 2 希望としたもの	0 者	4 K 0 番組

注 以下に係る新たに生じる空き周波数

ア 基幹放送普及計画（昭和 63 年郵政省告示第 660 号）第 1 の 1（4）エに規定する試験放送に係る衛星基幹放送の業務の用に供している周波数

イ BS 放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務を廃止する旨（本件申請の認定の日から起算して 1 年 6 月を経過する日までに廃止するものに限る。）を届け出ているものに係る周波数その他当該認定の時点において、当該認定の日から起算して 1 年 6 月を経過する日の翌日以降、衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数となることが確実な周波数

② BS放送用周波数（左旋円偏波の電波の周波数に限る。）のうち第 8 チャンネル、第 12 チャンネル又は第 14 チャンネルを希望する申請者

	申請者数	放送番組数
当該周波数を希望したもの	4 者	4 K 4 番組
うち、当該周波数のみを希望したもの	2 者	4 K 2 番組
うち、当該周波数を第 1 希望としたもの	1 者	4 K 1 番組
うち、当該周波数を第 2 希望としたもの	1 者	4 K 1 番組

③ 東経 110 度 CS 放送用周波数（左旋円偏波の電波の周波数に限る。）のうちチャンネル番号 ND 9、ND 11、ND 19、ND 21 又は ND 23 を希望する申請者

	申請者数	放送番組数
当該周波数を希望したもの	2 者	4 K 9 番組
うち、当該周波数のみを希望したもの	1 者	4 K 8 番組
うち、当該周波数を第 1 希望としたもの	0 者	4 K 0 番組
うち、当該周波数を第 2 希望としたもの	1 者	4 K 1 番組

(2) 超高精細度テレビジョン放送の試験放送に係る衛星基幹放送業務の認定申請

- 東経 110 度 CS 放送用周波数（左旋円偏波の電波の周波数に限る。）のうちチャンネル番号 ND23 を希望する申請者

	申請者数	放送番組数
当該周波数を希望したもの	1 者	4 K 1 番組